

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「以下同じ。」の「）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「、2 年」を「、3 年」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「第 1 号、第 3 号及び第 4 号」を「前 3 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第 3 号に」を「第 2 号に」に、「、第 4 号」を「、前号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を同項第 6 号とし、同条第 2 項中「1,000 立方メートル」を「10,000 立方メートル」に改め、「2 年以上」とあるのは「1 年以上」と、同項第 2

号中」を削り、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に、「同項第6号」を「同項第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水道法施行令の一部改正に伴い、専用水道における水道技術管理者の資格要件を改めるため、この条例を制定するものである。